

事 務 連 絡
平成24年11月30日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。



保医発1130第4号
平成24年11月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成24年12月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D014(16)中「ネフェロメトリー法」を「ネフェロメトリー法又はTIA法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(18)を(19)とし、(17)の次に次のように加える。
 - (18) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出
 - ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。
 - イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する
 - ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (16)「23」のIgG4は、<u>ネフェロメトリー法又はTIA法による。</u></p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) 略</p> <p><u>(18) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出</u> ア <u>結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。</u> イ <u>当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する</u> ウ <u>当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>(19) 略</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (16)「23」のIgG4は、<u>ネフェロメトリー法による。</u></p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) 略</p> <p>(18) 略</p>